



# 埼玉県報

第2194号

平成22年6月22日

火曜日

## 目次

### 告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款変更認証に係る公告\(北部地域振興センター本庄事務所\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る告示\(商業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る告示\(商業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に係る告示\(商業支援課\)](#)
- [北河原土地改良区役員就退任届\(加須農林振興センター\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [東松山都市計画道の変更に係る案の縦覧\(都市計画課\)](#)
- [富士見都市計画公園事業の認可\(公園スタジアム課\)](#)
- [県立学校総務事務システムソフトウェアの賃貸借に関する落札者の告示\(県立学校人事課\)](#)
- [県立学校総務事務システムに係るデータ入力及び審査確認業務委託に関する落札者の告示\(県立学校人事課\)](#)
- [業務システム用追加サーバ機器等賃貸借の随意契約に関する告示\(県立学校人事課\)](#)
- [一般国道四百七号の区域変更\(飯能県土整備事務所\)](#)
- [県道片柳川越線の区域変更\(飯能県土整備事務所\)](#)
- [県道上伊草坂戸線の区域変更\(飯能県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)

# 正誤

- [埼玉県告示第八百三十七号中訂正\(南西部地域振興センター\)](#)
- [埼玉県告示第八百七十一号中訂正\(入札執行課\)](#)

## 告 示

埼玉県告示第八百九十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年六月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十二年六月十四日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人上福岡障害者支援センター21
- 三 代表者の氏名  
有山 博
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県ふじみ野市上福岡四丁目六番地十一号イシデンビル一階三号室
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、障害者に対して在宅生活と社会参加を支援する事業を行い、障害者の自立生活を普及させ、障害者と健常者が共に生きる社会の実現に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第八百九十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitama-ken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年六月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十二年六月十七日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人たすけあいすぎな
- 三 代表者の氏名  
清水 みどり
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県越谷市千間台東一丁目十七番地八コーポ吉岡一〇三
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、高齢者家庭・障害者家庭・ひとり親家庭・正会員家庭に対し、健全かつ多様な生活を実現するため支援を行い、住みよい地域作りに寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第八百九十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県北部地域振興センター本庄事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年六月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十二年六月十五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人松ぼっくりの会
- 三 代表者の氏名  
岡 豊子
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県児玉郡美里町大字阿那志千八百八十六番地一
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、美里町及び近隣に在住する障害者に対し、地域の中で生活していくための場を提供し、支援を行う。また誰もが豊かに暮らせる地域社会を創造すること、福祉の増進に寄与することを目的とする。

# 告 示

埼玉県告示第八百九十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年六月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパービバホーム鴻巣店

鴻巣市大字箕田千七百七十一 外

## ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）三菱UFJ信託銀行株式会社

代表取締役 上原治也

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

（変更後）三菱UFJ信託銀行株式会社

代表取締役 岡内欣也

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

## ハ 変更年月日

平成二十一年六月二十五日

## 二 届出年月日

平成二十二年六月十日

## ニ 縦覧期間

平成二十二年六月二十二日から平成二十二年十月二十二日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県中央地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べる事ができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十二年六月二十二日から平成二十二年十月二十二日まで

## ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

# 告示

埼玉県告示第八百九十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年六月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

高橋ビル

川口市大字安行慈林百六十七

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時から午後九時

（変更後）午前九時から午後九時四十五分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時三十分から午後九時十五分

（変更後）午前八時三十分から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）位置 図面省略 出入口の数 一箇所

（変更後）位置 図面省略 出入口の数 二箇所

## 八 変更年月日

平成二十二年六月十一日 他

## 二 届出年月日

平成二十二年六月十日

## 二 縦覧期間

平成二十二年六月二十二日から平成二十二年十月二十二日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県南部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十二年六月二十二日から平成二十二年十月二十二日まで

## ロ 意見書提出先





# 告 示

埼玉県告示第八百九十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年六月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）いなげや志木柏町店

志木市柏町一丁目九百三十番十四号

### ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者及び大規模小売店舗において小売業を行う者  
株式会社いなげや 代表取締役社長 遠藤正敏

### ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十三年二月十六日

### ニ 大規模小売店舗の店舗面積の合計 千七百六十七平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 七三台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一三〇台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 八〇平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 三一立法メートル

### ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後九時四十五分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置 図面省略 出入口の数 二箇所

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十二年六月十五日

二 縦覧期間

平成二十二年六月二十二日から平成二十二年十月二十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十二年六月二十二日から平成二十二年十月二十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

# 告示

## 埼玉県告示第八百九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、北河原土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十二年六月二十二日

埼玉県知事 上田清司

### 一 就任

職名	氏名	住所
理事	吉田房明	行田市大字北河原二二番地
同	山崎功一	同 同 九四番地
同	森田友嘉	同 同 六三四番地
同	森田有三	同 同 六二五番地
同	内村賢次	同 同 六〇六番地
同	神田富一	同 同 六八八番地
同	松田岳雄	同 同 六六三番地
同	將田弘一	同 同 七六一番地一
同	森由廣	同 同 七八七番地
同	瀬尾昇平	同 同 八四九番地
同	小林三夫郎	同 同 一一〇四番地
同	小林幸雄	同 同 一〇九八番地一
同	石内吉也	同 同 一二六五番地
同	小林友次	同 同 一二七六番地
同	齋藤慎一	同 同 一五八三番地一
同	野口金五郎	同 同 酒巻一九六二番地
同	荻原良平	同 同 南河原一五七八番地一
同	関口勝巳	同 同 一六一三番地
同	磯川邦夫	同 同 一〇三九番地
同	白根詢	同 同 一〇三〇番地一
同	奈良原由行	同 同 一九五三番地三
同	間宮隆	同 同 二四八六番地
同	永沼政太郎	同 同 二四七一番地
同	平井保雄	同 同 二一九三番地口号
同	江森岩雄	同 同 二〇八九番地

職名	氏名	住所
理事	吉田房明	行田市大字北河原二二番地
同	山崎功一	同 同 九四番地
同	森田友嘉	同 同 六三四番地
同	森田有三	同 同 六二五番地
同	内村賢次	同 同 六〇六番地
同	神田富一	同 同 六八八番地
同	將田弘一	同 同 七六一番地一
同	森由廣	同 同 七八七番地
同	瀬尾昇平	同 同 八四九番地
同	小林三夫郎	同 同 一一〇四番地
同	小林幸雄	同 同 一〇九八番地一
同	石内吉也	同 同 一二六五番地
同	小林友次	同 同 一二七六番地
同	齋藤慎一	同 同 一五八三番地一
同	野口金五郎	同 同 酒卷一九六二番地
同	荻原良平	同 同 南河原一五七八番地一
同	関口勝巳	同 同 一六一三番地
同	磯川邦夫	同 同 一〇三九番地
同	白根詢	同 同 一〇三〇番地一
同	奈良原由行	同 同 一九五三番地三
同	永沼政太郎	同 同 二四七一番地
同	平井保雄	同 同 二一九三番地口号
同	江森岩雄	同 同 二〇八九番地
同	今村五郎	同 同 九二〇番地
理事	今村五郎	行田市大字南河原九二〇番地
同	村田清治	同 同 二六三七番地二
同	坂本雅一	同 同 二六九七番地二
同	中丸傳治	同 同 二七一八番地一
同	吉野修輝	熊谷市大字上中条一四三七番地
監事	森田哲也	行田市大字北河原七二七番地甲
同	高澤孟	同 同 一二六三番地
同	今村康司	同 同 南河原一九五二番地
二退任		



# 告示

## 埼玉県告示第九百号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

平成二十二年六月二十二日

埼玉県知事 上田清司

### 一 許可番号

第二〇〇九 二四 一号

### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

比企郡滑川町大字福田字大沼一七二七 二 外五筆

### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 一七九三・七立方メートル

# 告示

埼玉県告示第九百一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年六月二十二日

埼玉県知事 上田清司

## 一 都市計画の種類及び名称

東松山都市計画道路三・四・三十六号月輪通線及び三・四・三十七号大堀通線

## 二 都市計画を変更する土地の区域

（三・四・三十六号月輪通線）

## イ 追加する土地の区域

なし

## ロ 削除する土地の区域

滑川町大字月輪字山口下・字西荒井前・字篠・字矢尻・字中道南・字中丸・字中道北・字高根・字林及び字宮前の各一部  
（三・四・三十七号大堀通線）

## イ 追加する土地の区域

なし

## ロ 削除する土地の区域

滑川町大字月輪字宮前・字築地・字築地前・字大堀・字大堀前及び字大久保の各一部

## 三 都市計画変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県東松山県土整備事務所、滑川町建設課

## 四 縦覧期間

平成二十二年六月二十二日から平成二十二年七月六日まで

# 告示

埼玉県告示第九百二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十二年六月二十二日

埼玉県知事 上田清司

## 一 施行者の名称

富士見市

## 二 都市計画事業の種類及び名称

富士見都市計画公園事業

二・二・二一号 つるせ台公園

## 三 事業施行期間

平成二十二年六月二十二日から平成二十三年三月三十一日

## 四 事業地

### イ 収用の部分

富士見市鶴瀬西二丁目二五四二番一の一部

### ロ 使用の部分

なし



# 告 示

埼玉県告示第九百三三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年六月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
県立学校総務事務システムソフトウェアの賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課県立学校総務事務システム担当 埼玉  
県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号
- 3 落札者を決定した日  
平成22年 5 月11日
- 4 落札者の氏名及び住所  
日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内 3 丁目 4 番 1 号
- 5 落札金額  
68,571,930円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成22年 3 月30日

# 告 示

埼玉県告示第九百四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年六月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
県立学校総務事務システムに係るデータ入力及び審査確認業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課県立学校総務事務システム担当 埼玉  
県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号
- 3 落札者を決定した日  
平成22年 5 月11日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社インテリジェンス 東京都港区赤坂 7 丁目 3 番37号
- 5 落札金額  
37,799,996円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成22年 3 月30日

# 告 示

埼玉県告示第九百五号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年六月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
業務システム用追加サーバ機器等賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課県立学校総務事務システム担当 埼玉  
県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成 22 年 5 月 18 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内 1 丁目 6 番 6 号
- 5 契約金額  
128,097,270 円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 10 条第 1  
項第 2 号に該当

# 告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十二年六月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年六月二十二日

埼玉県飯能県土整備事務所長 渡 辺 孝 夫

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四百七号
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
一一七番一地先まで 同市大字田木字内出	日高市大字田木字上ノ台 七二番二地先から	区 間
一〇・三〇 二四・五四	九・二四 一一・六六	敷地の幅員 (メートル)
二六二・〇〇		延長 (メートル)
交差点整備工事		備 考



# 告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十二年六月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年六月二十二日

埼玉県飯能県土整備事務所長 渡 辺 孝 夫

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 片柳川越線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>一〇六三番一地先まで 同市大字塚越字宿東</p>	<p>坂戸市大字塚越字八日市 一〇四九番一地先から</p>	<p>区 間</p>
<p>一一・四五〇 二六・九八</p>	<p>七・三九〇 一〇・八〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>三二二・二七</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>社会資本整備総合交付金 (改築) 整備工事・地方 特定道路(改築) 整備工 事合併による。</p>		<p>備考</p>

# 告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十二年六月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年六月二十二日

埼玉県飯能県土整備事務所長 渡 辺 孝 夫

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 上伊草坂戸線

三 道路の区域

新	旧	旧新別
二四四四番二地先まで	坂戸市大字塚越字南八日市 一三五番一地先から	区 間
一〇・四四 二九・四一	五・五三 一八・四九	敷地の幅員 (メートル)
一一〇九・九二		延長 (メートル)
社会資本整備総合交付 金(改築)整備工事・ 地方特定道路(改築) 整備工事合併による。		備 考

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第八十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年六月二十二日

埼玉県川越建築安全センター所長 若林祥文

## 一 許可番号

平成二十一年十月二十一日

指令川建セ第二一〇一〇四〇号

## 二 検査済証番号

平成二十二年六月十七日

川建セ第二二〇〇三三三号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡毛呂山町大字岩井字澤田四六五番七、四七九番二

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

入間郡毛呂山町大字前久保四一一番地

厚目 裕樹

# 正 誤

埼玉県告示第八百三十七号（平成二十二年六月十一日第二千九十一号）中訂正

ページ 行

一 前から十八

誤

埼玉県志木市本町五丁目十五番三十号

正

埼玉県志木市本町四丁目八番三十三号

# 正 誤

埼玉県告示第八百七十一号（平成二十二年六月十八日第二千九十三号）中訂正

ページ 行

二 前から五

誤

大相模調整池

正

大相模調節池